

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（第 7 版）」の主な変更点

I 1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底

新型コロナウイルス感染症を疑う症状が見られる場合の相談先を、「かかりつけ（小児）医療機関（夜間・休日や、かかりつけ医がない場合は、新型コロナ受診相談センター）」に変更 【p7 参照】

【第 6 版まで】

新型コロナ受診相談センター

【第 7 版】

かかりつけ（小児）医療機関（夜間・休日や、かかりつけ医がない場合は、新型コロナ受診相談センター）

I 4 3つの密を避ける環境づくり

「密閉の回避（換気の徹底）」として、冬季においては室温の低下等にも留意しながら換気と室温管理の両立に配慮することとして、「冬季における換気の留意点」と「工夫例」を追加。 【p14、15 参照】

【第 7 版】

主な工夫例

- ・子どもたちの入室前に窓を閉めた状態であらかじめ適切な室温まで上げておく。
- ・校舎（園舎）外に開口する窓等は、換気扇や天窓等、幼児児童生徒に影響の少ない箇所を活用して換気する。
- ・廊下や使用していない連続した部屋の窓を常時大きく開ける等、2 段階で換気する。 など

II 1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方

出席停止とする基準のうち、同居家族に新型コロナウイルス感染症を疑い医療機関に相談するめやすに該当する症状が見られる場合の人数を、「複数」から 1 人以上に変更 【p30 参照】

III 1 各教科学習等に留意事項

大阪府の基準である「レッドステージ」の期間において、長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等、感染リスクの高い学習活動は行わないことを追加。 【p41 参照】